

図書館等複合施設建設基本設計及び実施設計業務

公募型プロポーザル方式による受託者選定手続実施要項

平成 31 年 1 月

三条市

図書館等複合施設建設基本設計及び実施設計業務  
公募型プロポーザル方式による委託受託者選定手続実施要項

1 目的

本実施要項は、図書館等複合施設の施設設計者を公募型プロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

図書館等複合施設建設基本設計及び実施設計業務

(2) 業務内容

図書館等複合施設建設基本設計及び実施設計

(3) 業務委託期間

契約締結の日から平成32年3月27日まで

(4) 業務の担当部局

三条市市民部 生涯学習課

〒955-0072 新潟県三条市元町13番1号

電話 0256-47-0048 (直通)

FAX 0256-32-5476

電子メールアドレス shougaigakushu@city.sanjo.niigata.jp

三条市ホームページ

平成31年2月19日まで <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

平成31年2月20日から <https://www.city.sanjo.niigata.jp/>

(5) 本業務の予定事業費

130,255千円（消費税含む。）以内とする。

3 建物概要

基本設計の対象となる建物の概要は、別紙1「図書館等複合施設建設基本計画中間報告及び建設予定地概要」による。

4 参加資格要件

本受託者選定手続に係る参加表明書及び技術提案書を提出できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

また、本受託者選定手続に係る参加表明書及び技術提案書の提出者で契約締結までの間に参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 平成29・30年度三条市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に一級建築設計で登録されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (6) 三条市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成17年5月1日制定）による指名停止を受けていない者であること。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っている者であること。
- (8) 管理技術者に、一級建築士を配置できる者であること。
- (9) 本業務の管理技術者及び意匠担当主任担当技術者として、参加予定設計事務所に所属しており、本業務の公告日現在において3か月以上の雇用関係にある者を配置できる者であること。
- (10) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者をそれぞれ1人ずつ配置できる者であること。
- (11) 管理技術者は、記載を求める主任担当技術者と兼務しないこと。また、記載を求める主任担当技術者が記載を求める他の分野の主任担当技術者と兼務しないこと。
- (12) 主たる業務分野（建築分野、電気分野及び機械分野）を再委託しないこと。ただし、専門分野（管理技術者及び主任担当技術者（意匠）を除く。）について、協力事務所（(2)から(7)まで及び(13)に掲げる要件を全て満たす者に限る。）を加えることができる。
- (13) 参加予定設計事務所及び協力事務所が他の参加設計事務所の協力事務所になっていないこと。
- (14) 本業務の契約締結時において、三条市内に本社又は本店を有する一級建築設計事務所（平成29・30年度三条市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に一級建築設計業務で登録されている者に限る。以下「市内業者」という。）一者以上と協力事務所の契約を締結すること。（参加表明書提出時に、市内業者の協力事務所を加えることを求めるものではない。）

## 5 参加表明書及び技術提案書等の作成及び記載上の留意事項

- (1) 参加表明書を提出した者は、この要項の記載内容に同意したものとみなす。
- (2) 技術提案書の提出は、一者一提案のみとする。
- (3) 本受託者選定手続の目的は、優れた提案ができる設計者を選定することであり、提案者は、本業務にあたっての考え方を技術提案書に文書で効果的にかつ簡素・明瞭に表現すること。なお、文書を補完するための必要最小限のイラスト、スケッチ及びイメージ図(着色可)の使用は可能であるが、当該業務の具体的な内容や成果品の一部(図面、模型(写真)及び透視図等)は使用できない。
- (4) 電送及び電子媒体による提出は受け付けない。
- (5) 提出書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- (6) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合は、技術提案書を提出することができない。

## 6 審査方法及び審査項目

本受託者選定手続は、公募型プロポーザル方式とし、二段階審査方式で実施する。

本受託者選定手続の審査項目は次に掲げるものとし、図書館等複合施設建設基本設計及び実施設計業務受託者選定委員会が審査し、選定する。

### (1) 第一段階審査

参加表明書による。

参加表明書に基づき審査を行い、第二段階審査対象者を5者程度選定する。

#### ア 委託業務の履行能力

技術者数及び有資格者数等から判断される組織力

#### イ 設計事務所の実績

(ア) 同種の設計・監理業務実績

(イ) 類似の設計・監理業務実績

#### ウ 設計担当チームの能力

業務の経験及び担当した業務の実績

#### エ 技術提案書提出者を選定するための基準等

別紙2「参加表明書提出者評価基準」のとおり

### (2) 第二段階審査

技術提案書による。

第一段階審査で選定された参加者に対して行う。

新たに技術提案書の提出を求め、提案内容に関する審査及びヒアリングを実施し、図書館等複合施設建設設計に最適な受託予定者及び次順位の者を選定する。

- ア 設計担当チームの能力及び意欲  
提案内容の的確性、独創性及び実現性
- イ 技術提案書を特定するための評価基準等  
別紙3「技術提案書評価基準」のとおり

## 7 参加表明書及び技術提案書の作成様式

参加表明書及び技術提案書については、別紙「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」に基づき作成すること。

## 8 技術提案書の内容

次の内容について提案すること。

- (1) 業務実施方針（実施方針、取組体制、特に重視する点、三条市総合計画との整合性及び設計上の配慮等）
- (2) 特定テーマ
  - ア まちなかのにぎわい創出に資するため市民が気軽に立ち寄ることができる施設とする方策について
  - イ 別紙1「図書館等複合施設建設基本計画中間報告及び建設予定地概要」の図書館等複合施設のコンセプト及び基本的な機能を踏まえた配置とデザインについて
  - ウ まちなかのにぎわい創出に資するため周辺施設との一体的利用を促進する方策について
  - エ 環境負荷の低減及びランニングコスト縮減について

## 9 ヒアリングの実施

第一段階審査でのヒアリングは実施しない。

第二段階審査のヒアリングは、提案者による技術提案書の説明と併せて実施する。

ヒアリングの日時、場所及び留意事項は、選定後、別途通知する。

## 10 手続等

### (1) 第一段階審査

#### ア 参加表明書の提出

提出先 三条市総務部 財務課 統計・契約係

住所 〒955-8686 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

電話 0256-34-5527（直通）

FAX 0256-34-5691

提出期限 平成31年2月18日(月)午後5時15分まで

提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)とする。ただし、郵送の場合は提出期限必着とする。

イ 参加表明書に関する質問の受付

受付方法 電子メールでのみ受け付ける。

(書式は別紙様式7により、メールに添付すること。)

文書は、日本語で記述し、会社、部署、氏名、電話、FAX番号及びメールアドレスを併記する。

電子メールの件名 「図書館等複合施設プロポーザル質問(会社名)」とすること。

受付メールアドレス 三条市総務部 財務課 統計・契約係  
zaimu@city.sanjo.niigata.jp

受付期間 平成31年2月7日(木)午後4時まで

※電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。

質問の回答 平成31年2月12日(火)以降、三条市ホームページ上(プロポーザル及び参加表明書に関する質問・回答)で回答する。

ウ 第一段階審査結果の通知

第一段階の審査の結果は、平成31年2月下旬に参加表明書の提出者全員に書面により通知する。

(2) 第二段階審査(第一段階審査で選定された参加者のみ)

ア 技術提案書の提出

提出先 上記(1)アの提出先と同じ

提出期限 平成31年3月22日(金)午後5時15分まで

提出方法 上記(1)アの提出方法と同じ

イ 技術提案書に関する質問の受付

受付方法 上記(1)イの受付方法と同じ

電子メールの件名 上記(1)イの電子メールの件名と同じ

受付メールアドレス 上記(1)イの受付電子メールアドレスと同じ

受付期間 平成31年3月4日(月)午後4時まで

※電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。

質問の回答 平成31年3月8日(金)以降、三条市ホームページ上(技術提案書に関する質問への回答)で回答する。

ウ 第二段階審査結果の通知

第二段階審査の選定結果及び技術提案書の特定の結果は、特定後速やかに技術提案書提出者全員に書面により通知する。

## 11 審査結果の通知

技術提案書提出者の選定結果及び技術提案書の特定の結果は、特定後速やかに技術提案書提出者全員に通知する。

## 12 受託予定者の特例

受託予定者が契約締結までの間に受託者選定手続への参加資格を要しなくなった場合には、技術提案書を特定するための評価基準及び評価方法に基づいて評価結果が次順位の者を新たな受託予定者として手続を行うことができるものとする。

## 13 参加報酬

技術提案書の提出者として選定された者（技術提案書の特定者及び失格者を除く。）には、参加報酬（1者当たり10万円）を支払うものとする。

## 14 プロポーザルの日程

平成31年2月18日（月）	参加表明書の提出期限
平成31年2月下旬	第一段階審査結果の通知
平成31年3月22日（金）	技術提案書の提出期限
平成31年3月27日（水）（予定）	ヒアリングの実施
平成31年3月下旬	第二段階審査結果の通知
平成31年3月下旬	審査結果の公表・契約締結

## 15 その他

### (1) 実施要項及び関連情報の公開

三条市ホームページ

平成31年2月19日まで <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

平成31年2月20日から <https://www.city.sanjo.niigata.jp/>

### (2) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の要件の一つに該当する場合には無効となることがあるとともに指名停止を行うことがある。なお、無効となったときは、その時点で当該参加者を失格とする。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの

(3) 受注資格の喪失

本件業務を受注した設計事務所等（協力を受ける他の設計事務所等を含む。）が製造業及び建設業と資本及び人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

(4) 提出に伴う費用

参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に伴う費用の全ては、参加表明者及び技術提案者の負担とする。

(5) 提出期限以降の差し替え及び再提出

提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡及び退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

(6) 提案者の公表

参加表明書の提出者及び技術提案書の提案者として選定若しくは特定された者は、公表できるものとする。

(7) 参加表明書及び技術提案書の使用

提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の選定及び技術提案書の特定以外に無断で使用しない。ただし、選定を行う作業に必要な範囲において、複製することができるものとし、特定された技術提案書を三条市ホームページにおいて掲載できるものとする。

(8) 参加表明書及び技術提案書の返却

提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。

(9) 受領資料の公表等

技術提案書の作成のために三条市より受領した資料は、三条市の許可なく公表及び使用することはできない。

(10) 通信事故の責任

電子メール等の通信事故については、三条市はいかなる責任も負わない。

(11) 説明会等への出席

図書館等複合施設の基本設計作成のため、本市が指示する説明会や、まちなかのにぎわい創出円卓会議、図書館等複合施設の開設に係る懇談会を開催するに当たり、管理技術者又は建築（意匠）主任担当技術者が出席するものとし、それに伴う必要な資料作成を行うものとする。

(12) この要項に定めるもののほか、必要な事項については、業務受託者選定委員会が別に定める。